

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月12日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県西尾市南中根町山畑70-1	
氏 名 稲垣工業株式会社	
取締役社長 稲垣 裕亮	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0563-56-2445	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	稲垣工業株式会社
事業場の所在地	愛知県西尾市南中根町山畑70-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額 444,957万円
③従業員数	120人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	鋳物製造工程 鋳さい(再利用品)⇒再生処理業者に委託して建設原料・鋳造材料として再資源化 鋳さい(埋立品)⇒最終処分業者に委託して埋立処分 廃プラ類⇒再生処理業者に委託して燃料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 環境管理責任者(総括管理) ┆ 総務担当役員（産業廃棄物管理責任者） ┆ 総務担当員（廃棄物現場管理） ┆ 各グループ（発生箇所毎の廃棄物管理）				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	鉋さい	ばいじん	廃プラ
	排 出 量	4,658 t	31 t	26 t
	(これまでに実施した取組)			
	・ 廃砂中の鉄分回収の効率向上 ・ 取鍋耐火物の長寿命化 ・ 溶解炉耐火物の長寿命化 ・ 廃砂の他社への売却（社外での再利用） ・ 廃プラの発生削減。（梱包の簡素化） ・ ばいじんの吸着材(炭酸カルシウム)の調整			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	鉋さい	ばいじん	廃プラ類
	排 出 量	4,620 t	30 t	25t
	(今後実施する予定の取組)			
	自動バリ取り機の削り粉（鉄粉）の分離精度向上			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、金属くず、鉄粉、鉋さい類はそれぞれ分別して保管			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉋さいへの鋳物片、売却砂の混入削減活動			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（6年）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	鉋さい		ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	49 t		31 t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	鉋さい		ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	40 t		30 t
	(今後実施する予定の取組) 異物除去（分離）と倉庫内保管を行い、再生利用量を増やす。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	鉋さい	ばいじん	廃プラ類
	全 処 理 委 託 量	4,658 t	31 t	26 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	4,609 t	0 t	26 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 現在、鉋さい類で再生利用可能なものは全て再生利用業者に委託。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	鉦さい	ばいじん	廃プラ類
	全 処 理 委 託 量	4, 620 t	30 t	25 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4, 580 t	t	25 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) OCRより排出される砂とダストの分離作業の頻度を上げ、再生利用 を継続させる。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。